

市が発令する避難情報の名称が変更になりました

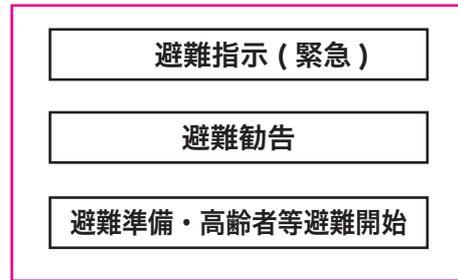
平成28年台風10号によって発生した激甚災害を受け、内閣府が「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」へ、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更しました。

災害の発生時などに市長が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」または「避難指示(緊急)」情報の内容をよく確認し、身を守るために行動してください。

(変更前)



(変更後)



第1段階 【避難準備・高齢者等避難開始】

情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起こる前兆とみられる現象が発生するなど、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・避難行動要支援者※1など、避難に時間を要する方は避難を開始
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者など、避難に時間を要する方は、指示された避難場所への避難行動を開始してください。 ・それ以外の方は、避難するための準備を開始してください。

第2段階 【避難勧告】

情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害が予想され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始する段階
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域内で通常の避難行動ができる方は、指示(または計画)された避難場所等への避難行動を開始してください。

第3段階 【避難指示(緊急)】

情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または人的被害等が発生した状況
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域内でまだ避難していない方は、直ちに避難行動を開始してください。 ・外出(避難行動)することで、かえって命に危険が及ぶような状況であると考えられる場合には、自宅内でより安全な場所に退避してください。

※1 避難行動要支援者とは…

災害が発生し、または発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方

- ・75歳以上のみの高齢者世帯
- ・要介護認定で、要介護3以上の判定を受けている方
- ・身体障害者手帳を所持し、1級または2級の第1種を所持する方
- ・療育手帳を所持し、区分が㊦またはAを所持する知的障害者の方
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級または2級を所持する単身世帯の方
- ・特定疾患及び小児慢性特定疾患重症認定患者の方
- ・その他支援が必要と市長が認める方

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114